

1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施

2. 薬物乱用防止教育の推進



文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2. 薬物乱用防止教育の推進 薬物乱用防止に関する課題

第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性

第1章 これまでの学習指導要領等改訂の経緯と子供たちの現状

(子供たちの現状と課題)

- 子供の健康に関しては、性や薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。

第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性

第5章 何ができるようになるか ―育成を目指す資質・能力―

5. 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

(健康・安全・食に関する資質・能力)

- 1. でも述べたように、とりわけ近年では、**情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。**このため、子供たちが、健康情報や性に関する**情報等を正しく選択して適切に行動できるようにするとともに、薬物乱用防止等を徹底することが課題となっている。**



2. 薬物乱用防止教育の推進

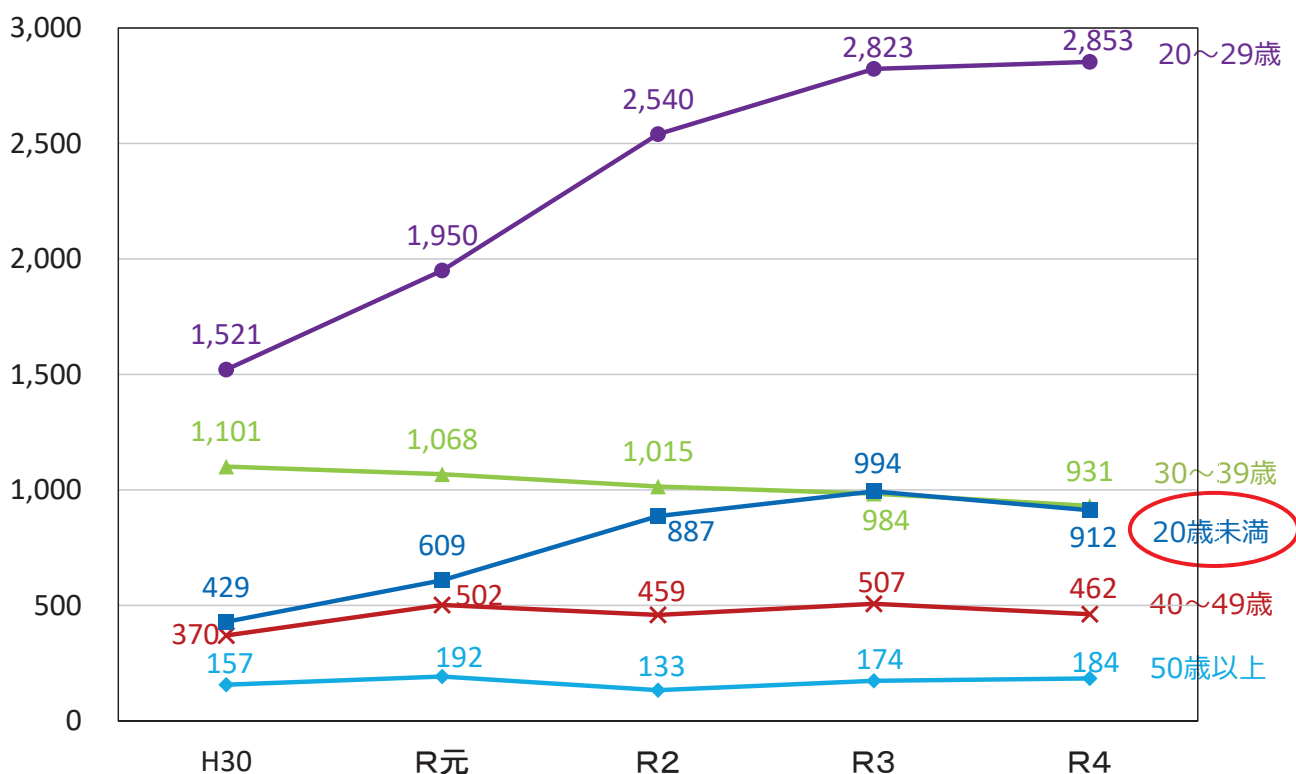
覚醒剤事犯年齢別検挙人員の年次推移



令和4年における組織犯罪の情勢（令和5年3月警察庁組織犯罪対策部）

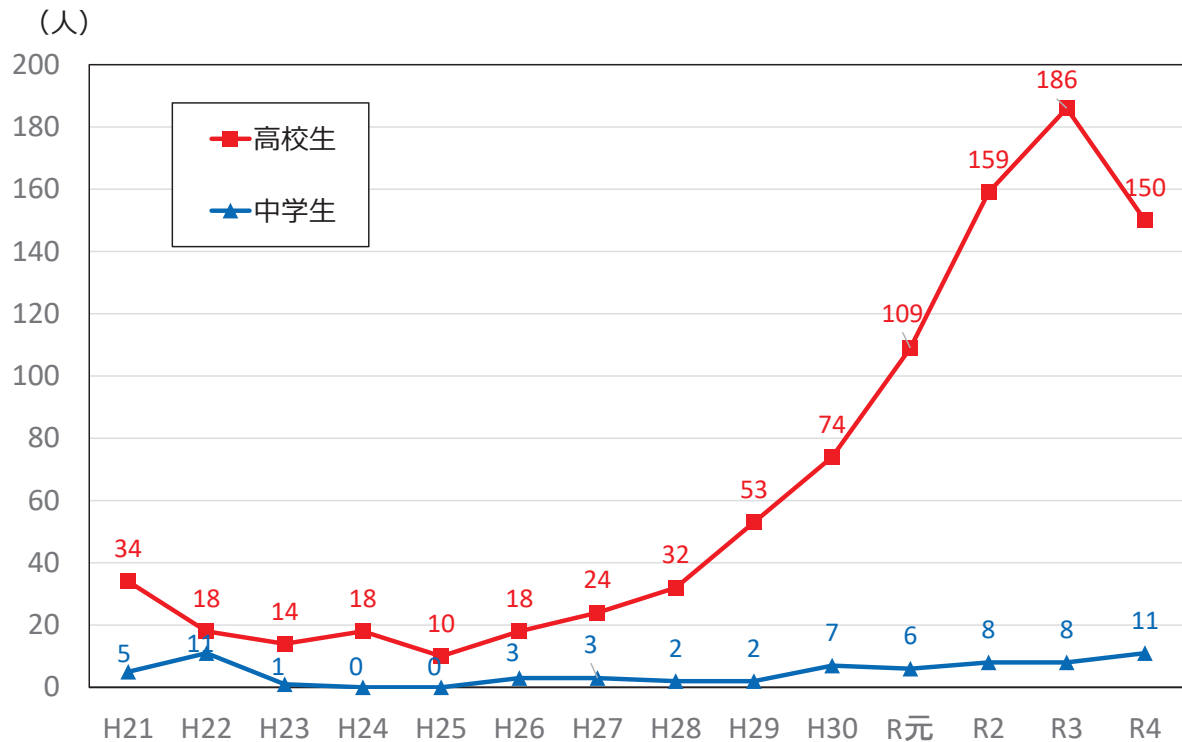
2. 薬物乱用防止教育の推進

大麻事犯年齢別検挙人員の年次推移



令和4年における組織犯罪の情勢（令和5年3月警察庁組織犯罪対策部）

2. 薬物乱用防止教育の推進 中学生・高校生の大麻検挙人員の年次推移



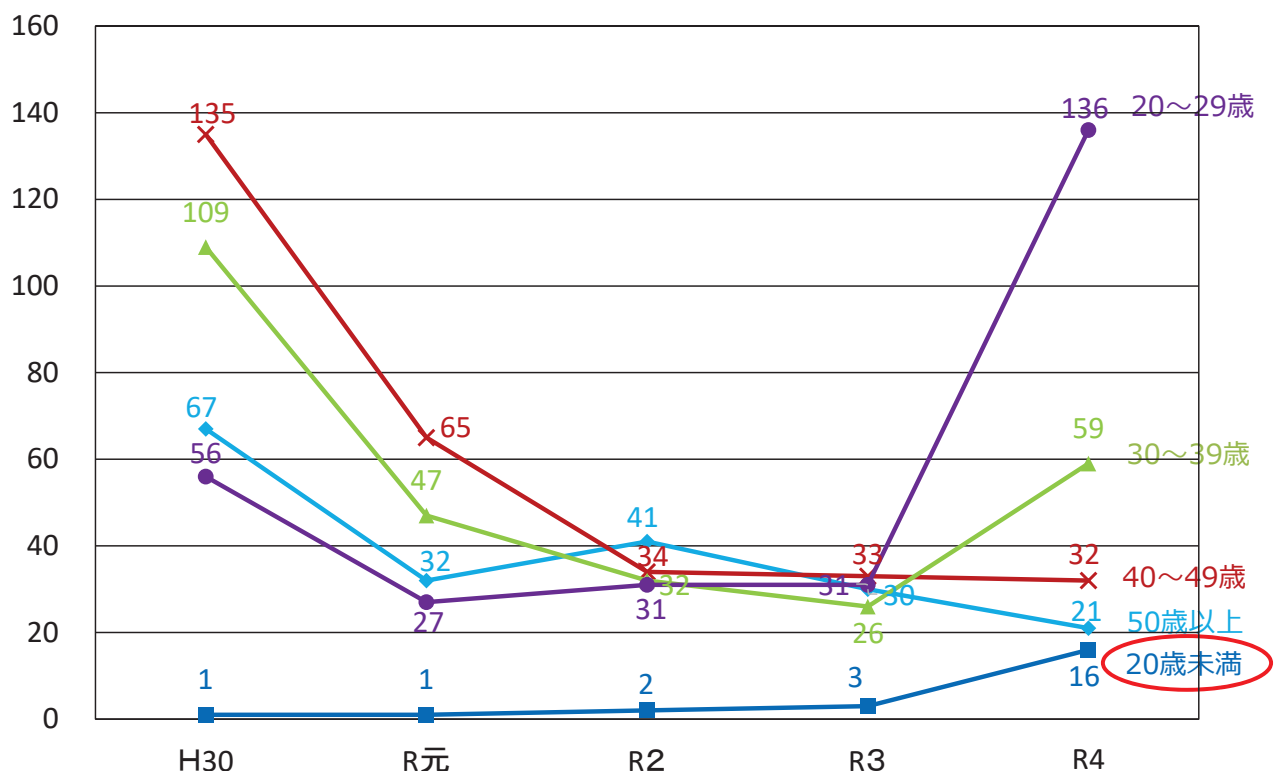
令和4年における組織犯罪の情勢（令和5年3月警察庁組織犯罪対策部）、
平成29年における組織犯罪の情勢（平成30年3月警察庁組織犯罪対策部）、
平成25年の薬物・銃器情勢（平成26年3月警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課）より作成



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2. 薬物乱用防止教育の推進 危険ドラッグ事犯年齢別検挙人員の年次推移



令和4年における組織犯罪の情勢（令和5年3月警察庁組織犯罪対策部）



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2. 薬物乱用防止教育の推進

有機溶剤、大麻、覚醒剤、危険ドラッグの入手可能性＜中学生＞

	有機溶剤	大麻	覚醒剤	危険ドラッグ
絶対不可能	75.4%	77.8%	77.8%	78.0%
ほとんど不可能	11.9%	12.0%	12.0%	11.8%
なんとか手に入る	6.4%	5.7%	5.7%	5.6%
簡単に手に入る	4.5%	2.7%	2.7%	2.7%
無回答・無効回答	1.7%	1.9%	1.8%	1.9%

全国183校中学校における全在校生（合計71,351名）の調査結果

嶋根卓也ら

「飲酒・喫煙・薬物使用についての全国中学生意識・実態調査」（2018年）

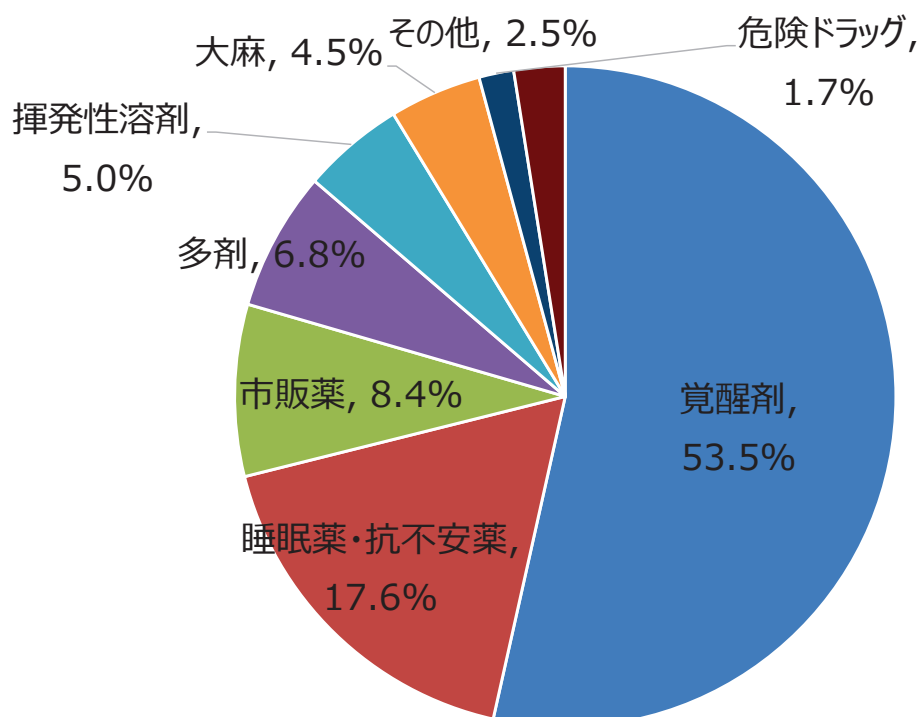


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2. 薬物乱用防止教育の推進

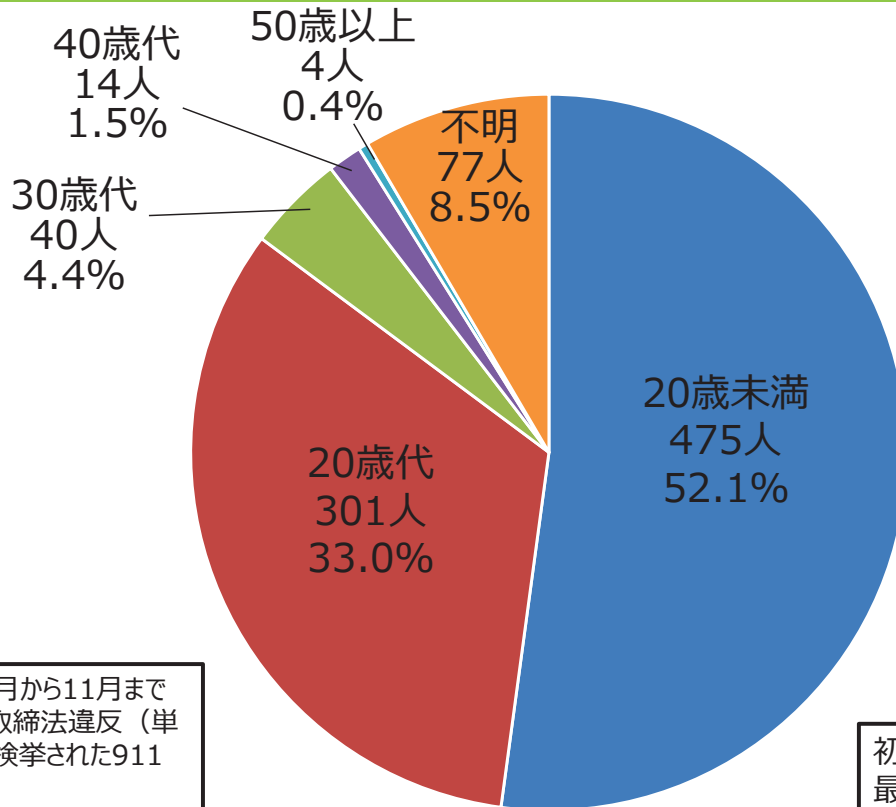
薬物関連精神障害患者の主たる使用薬物



嶋根卓也,他：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査（2020年）
令和2年度厚生労働科学研究費補助金医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業
「薬物乱用・依存状況等の実態把握と薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究」

2. 薬物乱用防止教育の推進

大麻を初めて使用した年齢



令和4年10月から11月までの間に大麻取締法違反（単純所持）で検挙された911人分のデータ

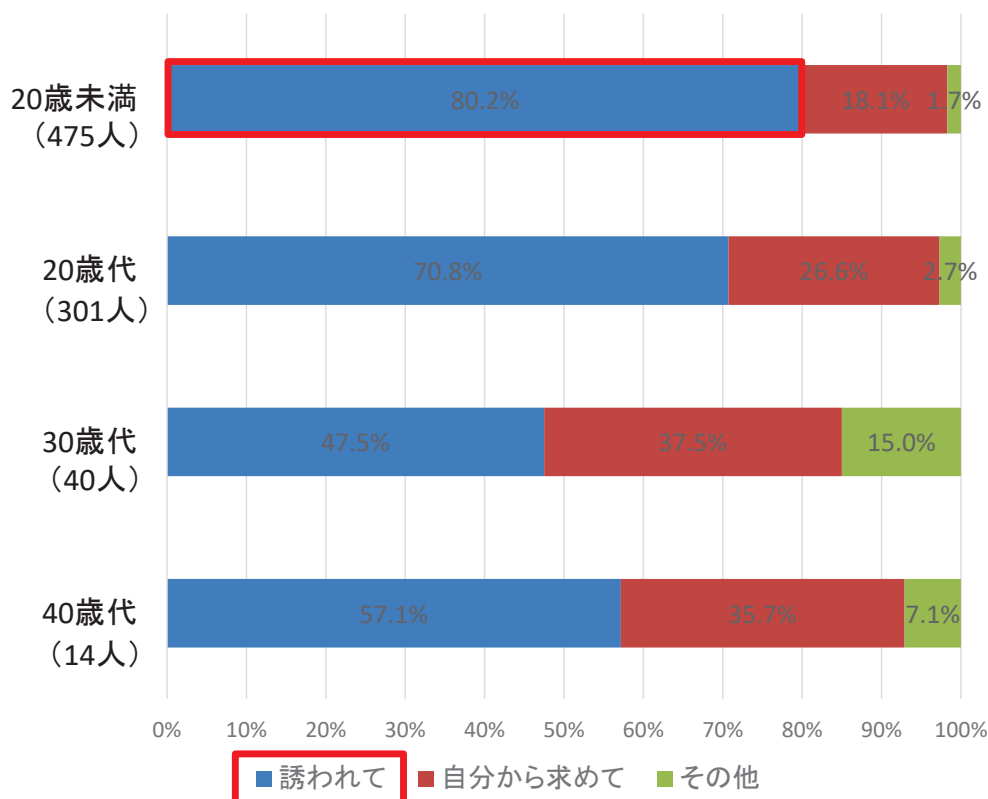
初めて使用した年齢
最年少 12歳（4人）

「令和4年における組織犯罪の情勢」（令和5年3月）

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2. 薬物乱用防止教育の推進

大麻を初めて使用した経緯

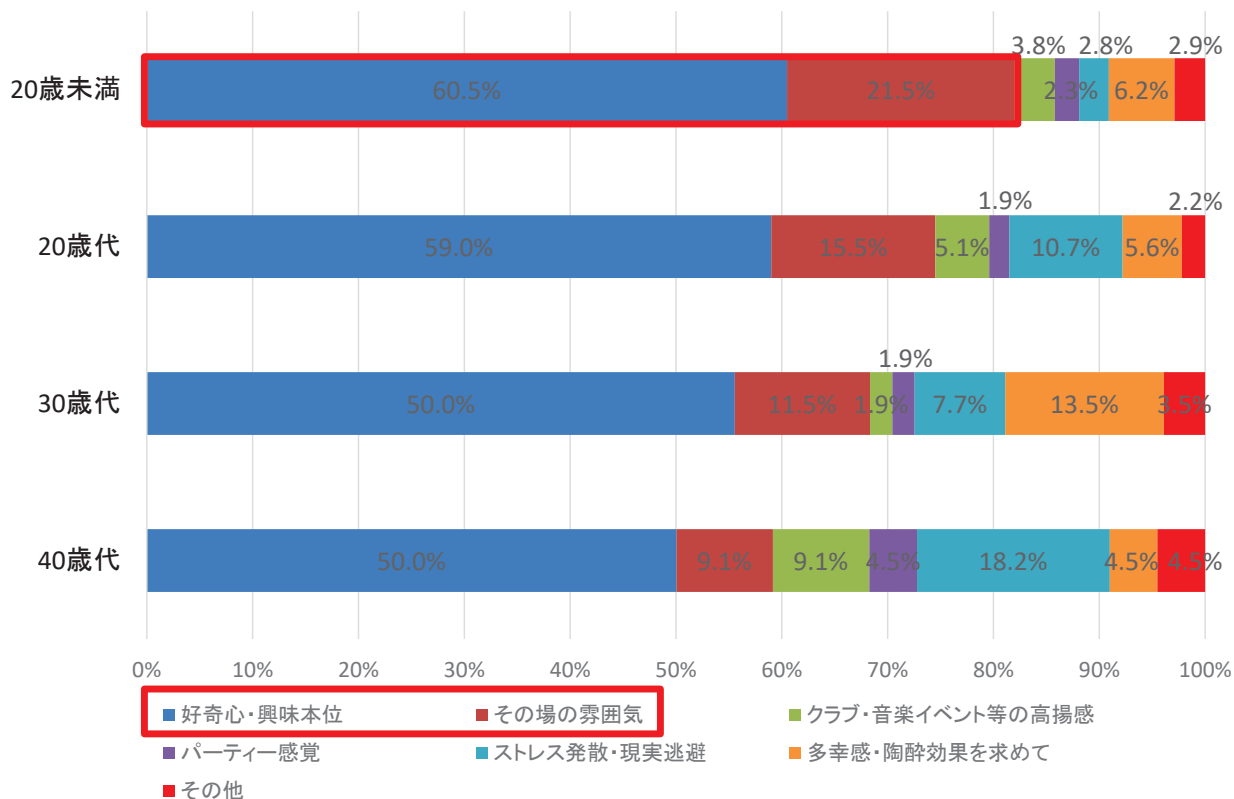


「令和4年における組織犯罪の情勢」（令和5年3月）

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2. 薬物乱用防止教育の推進

大麻を初めて使用した動機（初回使用年齢層別・複数回答可）



「令和4年における組織犯罪の情勢」（令和5年3月）

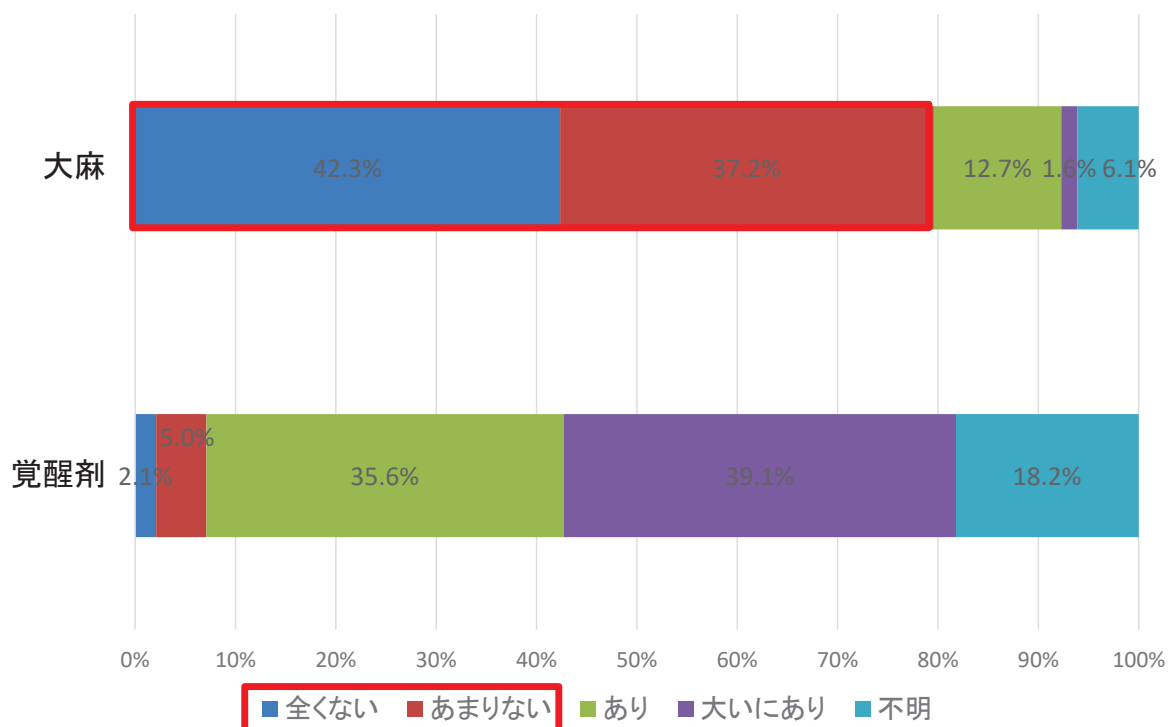


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2. 薬物乱用防止教育の推進

大麻及び覚醒剤に対する危険（有害）性の認識の比較



「令和4年における組織犯罪の情勢」（令和5年3月）



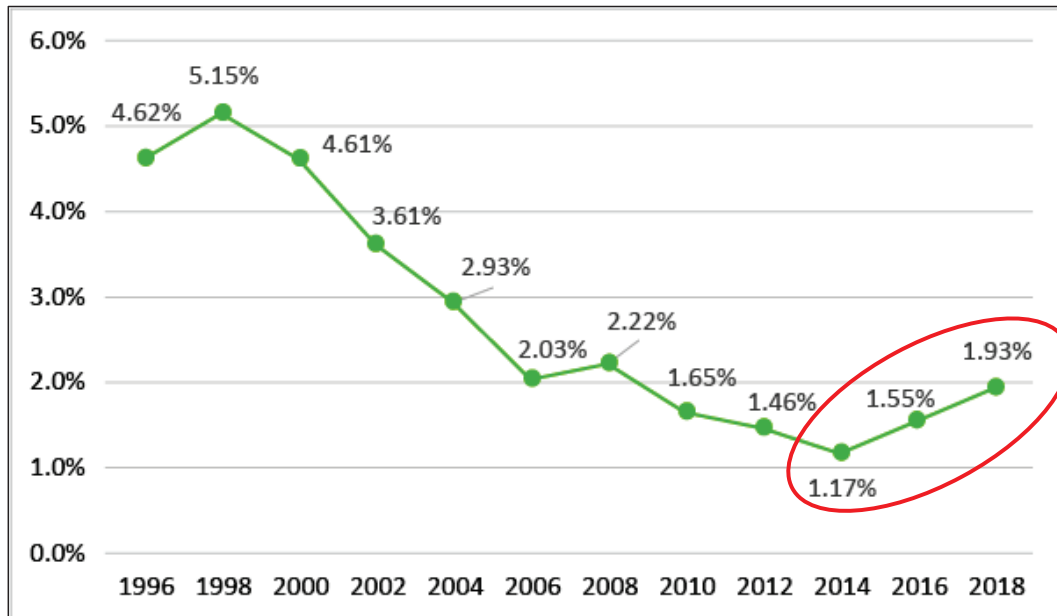
文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2. 薬物乱用防止教育の推進

大麻の使用を容認する考えを持つ中学生

大麻の使用を容認する考えを持つ中学生



※使用を容認する考え：「使うべきではない」、「少々ならいい」、「まったく構わない」の選択肢のうち、「少々ならいい」、「まったく構わない」の回答の合計値

青少年の飲酒・喫煙・薬物乱用に関する全国学校調査（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）



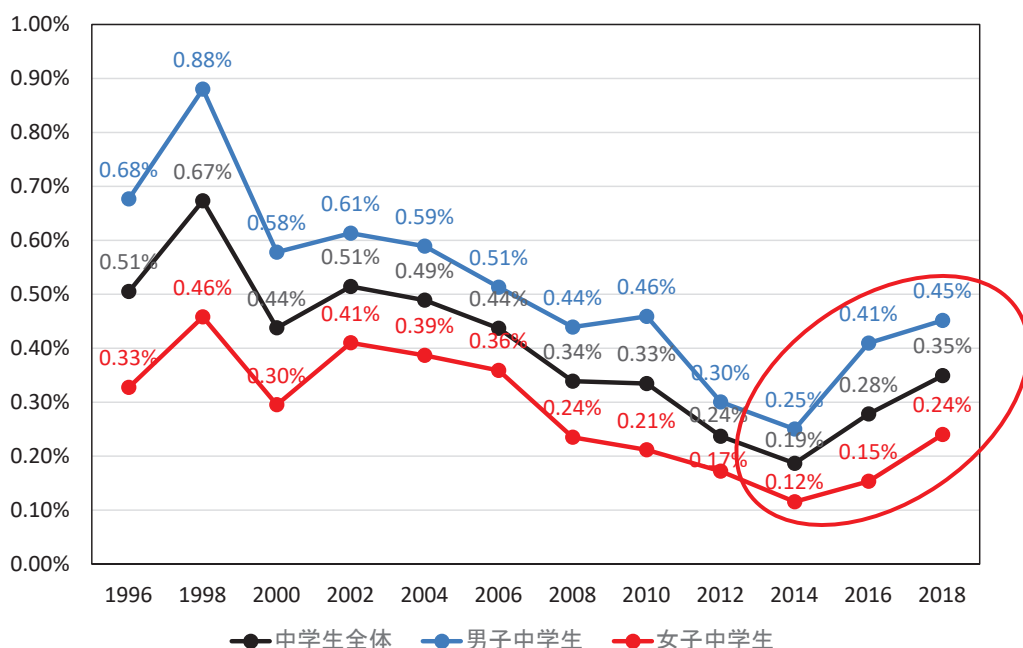
文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2. 薬物乱用防止教育の推進

中学生の大麻の使用実態

性別にみた中学生の大麻の生涯経験率



青少年の飲酒・喫煙・薬物乱用に関する全国学校調査（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2. 薬物乱用防止教育の推進

有効性・有用性がある予防教育プログラムの特性

薬物使用予防に関する国際基準 International Standards on Drug Use Prevention
(国連薬物犯罪事務所 (UNODC)、世界保健機構 (WHO))

○ 社会的能力および社会的影響を基盤とする予防教育プログラム

<有効性・有用性がある予防教育プログラムの特性>

- ◎ 双方向・参加型手法を用いている。
- ◎ 一連の構造化セッション（通常は10～15セッション）を通じて実施され、週に1回行われ、多くの場合、複数年にわたって追加セッションを提供している。
- ◎ トレーニングを受けた指導者が担当している。
- ◎ 薬物使用に関連して、特に対処、意思決定、抵抗スキルなど、幅広い個人的および社会的スキルを実践し、学ぶ機会を提供している。
- ◎ 薬物使用の急性影響（直近の影響）を強調し、薬物使用に関連するリスクの認識を変えることを目指している。
- ◎ 薬物使用に関連する規範や期待（あこがれ）に関する誤解を払拭している。

公益財団法人日本学校保健会。令和4年度版学校保健の動向



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2. 薬物乱用防止教育の推進

有効性・有用性が欠ける予防教育プログラムの特性

薬物使用予防に関する国際基準 International Standards on Drug Use Prevention
(国連薬物犯罪事務所 (UNODC)、世界保健機構 (WHO))

○ 社会的能力および社会的影響を基盤とする予防教育プログラム

<有効性・有用性が欠ける予防教育プログラムの特性>

- × 主要な配信戦略として講義のみであるような双方向ではない方法を用いている。
- × 単に情報を与えることに大きく頼り、特に恐怖を引き出そうとする。
- × 構造化されていない対話セッションに基づいている。
- × 自尊心（セルフエスティーム）と情緒教育の構築にのみ焦点を当てている。
- × 倫理的、道徳的な意思決定または価値観のみに向かわせようとしている。
- × 薬物経験者を使い、その個人的な経験を証言させている。

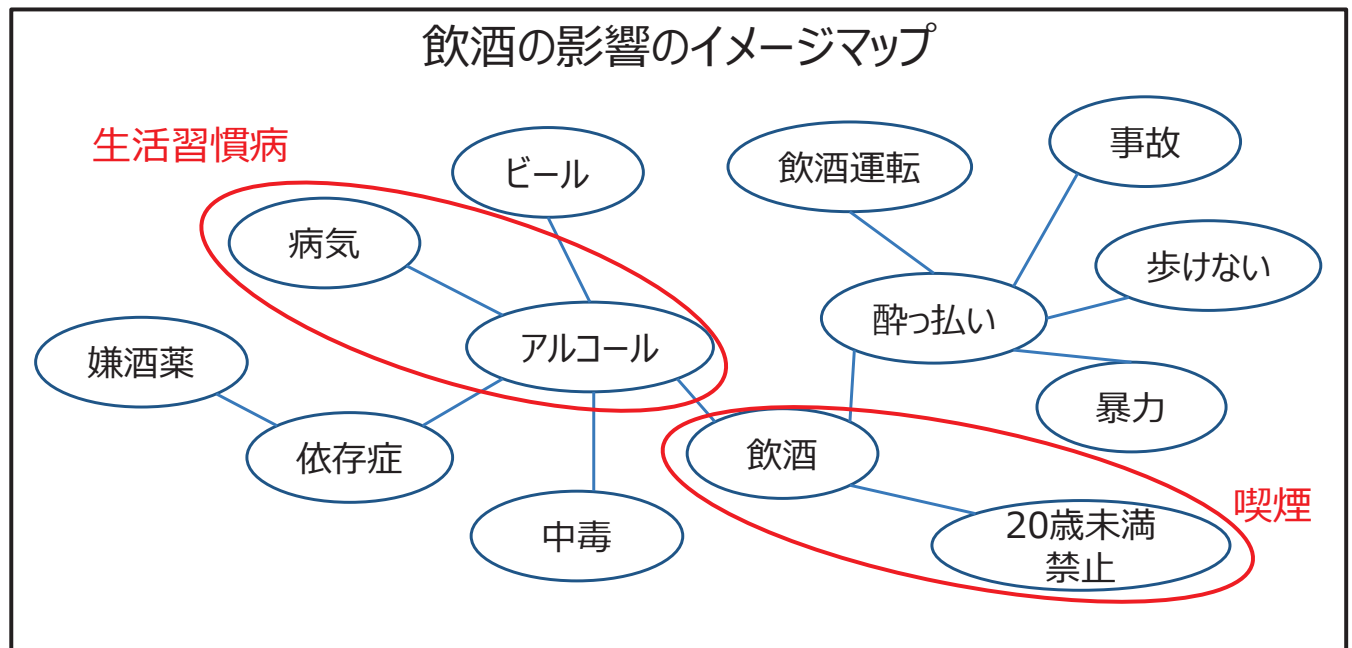
公益財団法人日本学校保健会。令和4年度版学校保健の動向



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2. 薬物乱用防止教育の推進 指導方法の工夫 例



「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料（中学校編）
－令和2年度改訂－」（公益財団法人日本学校保健会）を一部改変



2. 薬物乱用防止教育の推進 指導方法の工夫 例

○児童生徒の実態を把握し、課題を見つける

(事前アンケート)

「たばこ」と「酒」についてのアンケート

★「たばこ」について教えてください。

(1) たばこをすうと、健康に害があると思いますか？

() とても害がある
() 少しはあるが、たいしたことはないと思う
() ほとんど害はない
() わからない

(2) 20歳未満の人がたばこをすうことは、法律で禁止されていますが、あなたはたばこをすうたいと思ったことがありますか？

() すいたいと思ったことはない
() すいたいと思ったことがある
() 考えたことがない

(3) あなたは20歳になったら、たばこをすおうと思いますか？

() 絶対にすおうと思っている
() すてみたいと思っている
() すわないと思う
() 考えたことがない

★「酒」について教えてください。

(1) 酒をのむと、健康に害があると思いますか？

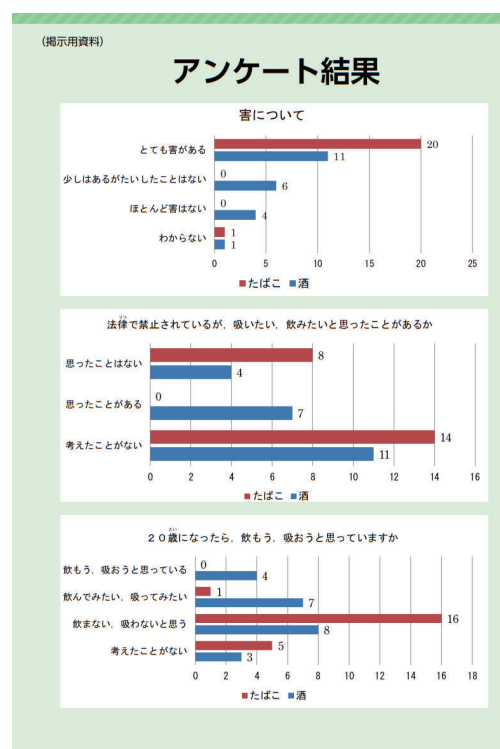
() とても害がある
() 少しはあるが、たいしたことはないと思う
() ほとんど害はない
() わからない

(2) 20歳未満の人が酒を飲むことは、法律で禁止されていますが、あなたは酒を飲みたいと思ったことがありますか？

() 飲みたいと思ったことはない
() 飲みたいと思ったことがある
() 考えたことがない

(3) あなたは20歳になったら、酒を飲もうと思いますか？

() 絶対に飲もうと思っている
() 飲んでみたいと思っている
() 飲まないと思う
() 考えたことがない



2. 薬物乱用防止教育の推進 指導方法の工夫 例

- 単発な取組ではなく、系統的に実施する
- 教科等横断的に取り組む

＜学校種別の実践事例＞

小学校

教科等	実践事例
体育科 保健領域	不安や悩みへの対処 喫煙と健康 飲酒と健康 薬物乱用と健康
特別活動 学級活動	お酒を勧められたとき： 基礎編「断り方を考える」 お酒を勧められたとき： 実践編「実際に断る」

中学校

教科等	実践事例
保健体育科 保健分野	喫煙と健康～喫煙による 自他への影響にはどのよう なものがあるだろうか～ 飲酒と健康～飲酒による 自他への影響にはどのよう なものがあるだろうか～ 薬物乱用と健康～薬物乱 用は心身や社会にどのよう な影響を及ぼすだろうか～ 飲酒、喫煙、薬物乱用と 健康～どのような断り方が あるだろうか～
特別活動 学級活動	信は力なり～自分を受け 止める～ ストレスへの対処法～薬物 乱用のきっかけ～ 伝え方を知り、断り方を知 る

高等学校

教科等	実践事例
保健体育科 科目保健	喫煙と健康 飲酒と健康 薬物乱用の防止
特別活動 ホームルーム活 動	人間関係形成：①良い聞 き方、②良い対応の仕方 学校行事(薬物乱用防止 教室)と連携したホームル ーム活動

「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料（小学校編）－令和元年度改訂－」、「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料（中学校編）－令和2年度改訂－」、「喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料（高等学校編）－令和3年度改訂－」より抜粋

2. 薬物乱用防止教育の推進 指導方法の工夫 例

- 校内体制を整備・確立する
 - ・児童生徒保健委員会での取組
 - ・保健だよりの作成
 - ・文化祭などの学校行事の活用
 - ・薬物乱用防止啓発リーフレットの作成
 - ・継続性を踏まえた3年間を見通した薬物乱用防止教室の計画

2. 薬物乱用防止教育の推進

指導方法の工夫 例

指導方法を選ぶ際には、以下の点などに留意して活用する。

- ・各指導方法は、思考力、判断力、表現力等の育成に有用である。また、発問等を併用したりすることにより、知識や技能の習得も促される。
- ・その指導方法により、何を習得させたり考えさせたりしようとしているのか、明確にする。
- ・その時間の目標を達成するために最も効果的な指導方法であるか（他の方法はないか）を吟味する。
- ・指導方法の効果を発揮させるために必要な時間が確保されているか考慮する。
- ・学習効果を高めるために、複数の方法を組み合わせる。

指導方法	健康課題やその解決のための具体的な活動例
ディスカッション	・特定のテーマなどについて、課題やその解決方法などを明らかにするために、意見交換したり、質疑応答などを行ったりする
ロールプレイング	・特定の場面などでの登場人物の言動（演技）を観察して、役割の特性や役割に関わる言動などについて理解する ・自分で特定の役割を演じたり、他者の演技を観察、評価したりすることにより、役割に応じた対応の仕方（言動の仕方）を理解し、習得する
ケーススタディ	・特定の事例などについて、登場人物の気持ち、考え、行動、それらの背景要因等を明らかにするため、日常生活で起こりそうな場面について、考えたり話し合ったりする
養護教諭等との連携	・地域固有の健康課題や専門的視点からみた健康課題、その対応策や解決方法について理解するために、関係者や関係機関が教育活動を行う

文部科学省、改訂「生きる力」を育む高等学校保健教育の手引（令和3年3月）

2. 薬物乱用防止教育の推進

指導方法の工夫 例

○地域と連携する

- ・地域の保健所と連携した薬物乱用防止キャンペーン
- ・（地域）学校保健委員会の活用
- ・公開授業による活用

2. 薬物乱用防止教育の推進

第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成30年8月 薬物乱用対策推進会議）

「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(概要)

※平成30年8月薬物乱用対策推進会議決定

戦略策定に向けた3つの視点

- ・国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策
- ・未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応
- ・関係機関との連携を通じた乱用防止対策

5つの目標

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

＜学校における薬物乱用防止教育＞

- 関係機関が連携した薬物乱用防止教室の充実
- 指導者に対する研修会等による資質向上

＜関係機関等との連携、海外渡航者への広報＞

- 関係機関・団体と連携した広報・啓発活動
- 大麻を原材料とする食品の持ち帰りの注意喚起

＜広報・啓発の強化＞

- 科学的知見を広報・啓発資料へ反映
- 危険性等を強く印象付けられる画像等の利用

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

＜医療提供体制の強化＞

- 認知行動療法等の専門医療機関の充実
- 薬物依存症治療の従事者への研修

＜社会復帰のための指導・支援＞

- 刑事司法関係機関等による指導・支援の推進
- 依存症相談員を配置した相談拠点の設置

＜研究の推進＞

- 薬物乱用実態の研究の推進
- 治療回復プログラム等の効果検証

目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

＜捜査基盤の整備と連携強化＞

- 薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化
- 合同捜査・共同摘発の推進

＜巧妙化潜在化する密売事犯等への対応＞

- サイバーパトロール等による情報収集強化
- 向精神薬悪用事例等への対応

＜未規制物質等の情報収集と迅速な規制＞

- 高度な鑑定、毒性評価、鑑定手法の研究・導入
- 関係機関間での迅速な情報共有

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

＜密輸等の情報収集・取締体制の強化＞

- 国内外関係機関と連携した早期の情報入手
- 取締りに必要な資機材の整備

＜水際と国内の関係機関が連携した取締の徹底＞

- コントロールド・デリバリー捜査の活用
- 合同捜査・共同摘発の推進

＜訪日外国人に対する広報啓発＞

- 多言語での発信による広報・啓発強化
- 国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

＜各国・地域の薬物乱用実態等の把握＞

- インターネット対策等捜査手法に係る情報収集
- 国際機関を通じた乱用薬物の情報収集

＜国際的な取締体制の構築＞

- 国際捜査共助・逃亡犯罪人引渡等の活用
- 職員の派遣等を通じた協力体制の構築

＜国際会議・国際枠組への積極的な参画＞

- アジア地域での薬物対策の協議及び知見の共有
- 国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携

※項目は主なものを記載

2. 薬物乱用防止教育の推進

第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成30年8月 薬物乱用対策推進会議）

目標1

青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

（1）学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

（薬物乱用防止教育の内容の充実強化）

- ・学校における薬物乱用防止教育は、**小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう引き続き周知を図る。**（文部科学省）
- ・児童生徒が、**薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにするため、指導方法の工夫が行われるよう一層の周知を図る。**（文部科学省）
- ・薬物の危険性・有害性等に関する科学的な知見に基づいた薬物乱用防止に関するパンフレットや教材等を作成・配布する。（厚生労働省、警察庁、文部科学省）



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2. 薬物乱用防止教育の推進

第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成30年8月 薬物乱用対策推進会議）

（薬物乱用防止教室の充実強化）

- ・ 薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。（文部科学省、警察庁）
- ・ 関係機関が連携し、薬物乱用防止教室で活用するための有効な資材の研究・開発を行う。（厚生労働省、警察庁、文部科学省）
- ・ 薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等が連携し、学校等における薬物乱用防止教室を充実強化する。（文部科学省、警察庁、財務省、法務省、厚生労働省）

（学校と警察等関係機関・団体との連携強化）

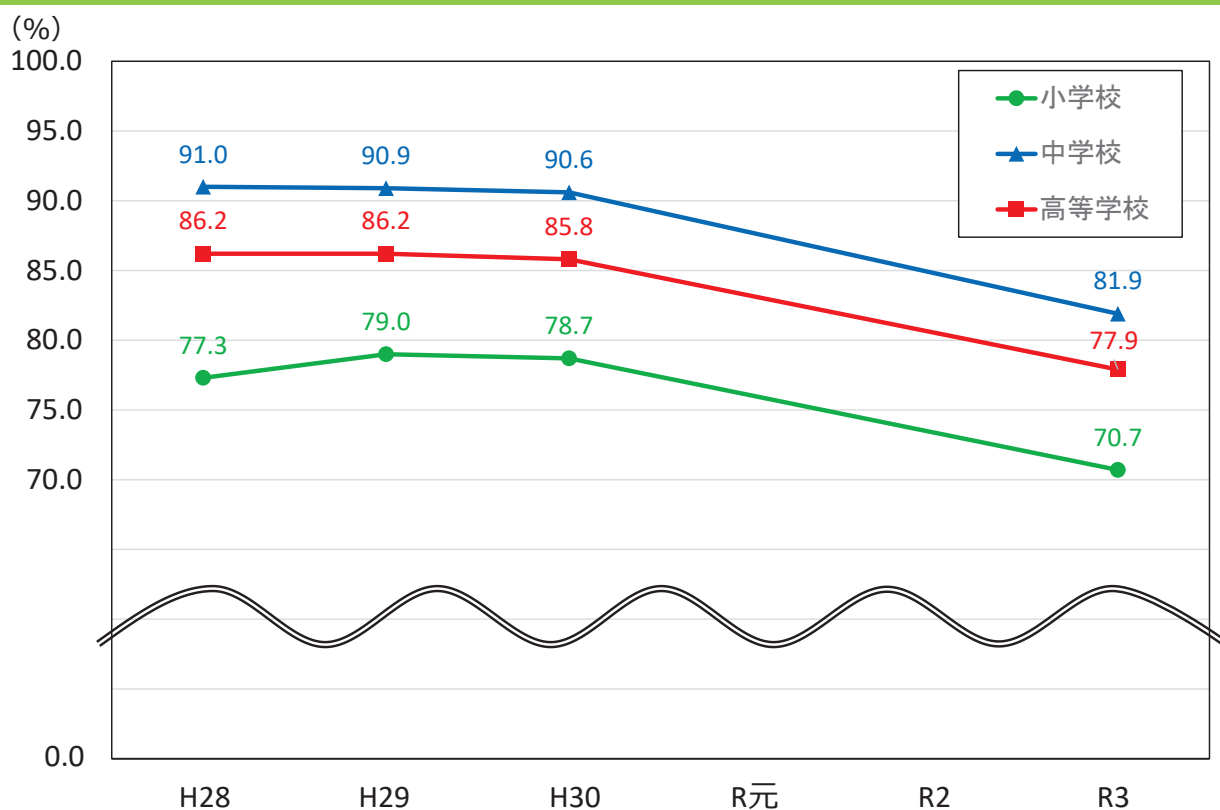
（研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上）

- ・ 薬物乱用防止教育に携わる指導者に対する研修会や講習会を開催するとともに、最新かつ正確な薬物知識を掲載した資材等を提供するなどし、指導方法及び指導内容の充実強化を図る。（文部科学省、警察庁、厚生労働省）
- ・ 教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、学校における指導状況等への理解を深めるため、国、都道府県、関係機関等が開催する研修会の充実を図る。（文部科学省）

（大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進）

2. 薬物乱用防止教育の推進

薬物乱用防止教室開催率の年次推移



薬物乱用防止教室開催状況調査より作成

※義務教育学校前期は小学校、義務教育学校後期及び中等教育学校前期は中学校、中等教育学校後期は高等学校に分類して集計

2. 薬物乱用防止教育の推進

専門家の活用

第3章第4節の1

(4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実

指導体制の工夫に当たっては、教師一人一人にも得意の分野など様々な特性があるので、それを生かしたり、学習形態によっては、教師が協力して指導したりすることにより、指導の効果を高めるようにすることが大切である。その具体例としては、専科指導やチーム・ティーチング、合同授業、交換授業などが考えられ、各学校の実態に応じて工夫することが望ましい。また、食育その他の心身の健康の保持増進に関する指導においてこれらについての専門性を有する養護教諭や栄養教諭の積極的な参画・協力を得たりすること、学校内にとどまらず、学校外の様々な分野の専門家の参加・協力を得たりすることなど様々な工夫を行い、指導の効果を高めることが大切である。

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説総則編



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2. 薬物乱用防止教育の推進

薬物乱用防止教育と薬物乱用防止教室との連携

①これまでの薬物乱用防止に関する学習内容、「薬物乱用防止教室」における指導内容の確認、薬物乱用に関する生徒の知識と意識、この問題に係る行動の実態把握

②関連授業の実施
＜体育・保健体育＞

④学級活動・ホームルーム活動の実施

③講師との内容の打ち合わせ

- ・児童生徒の実態と意識（興味・関心を含む）
- ・これまで及びこれからの当該校における薬物乱用防止教育等の状況
- ・当該校における薬物乱用防止教室に係る課題
- ・学習のねらい、評価、指導上の留意点、進め方（方法）
- ・講師に期待する内容 等

⑤薬物乱用防止教室の実施

⑥学級活動・ホームルーム活動の実施

関連教科
等との一
連の教育

2. 薬物乱用防止教育の推進 薬物乱用防止教室の実施

1 薬物乱用防止教室開催の手順

企 画 → 打 合 せ → 準 備 →			
学 校 内	学級担任、教務主任、保健主事や養護教諭などを中心に、薬物乱用防止教育の一環として「薬物乱用防止教室」を企画する。 ・どんなテーマで ・いつ ・だれを講師に ・学校側の責任者は	「薬物乱用防止教室」の実施に向けて、全教職員の共通理解を図り、事前指導等について話し合う。また、「保健」の教科書や薬物乱用防止教育にかかわるビデオ、パンフレットなどの資料を準備し、薬物乱用防止教室の講師予定者との打合せに備える。	当日児童生徒に配布する資料や使用する視聴覚機材を準備する。 必要な場合には実態調査、事前学習・事前指導等を行う。 運営、司会、記録、講師の補助など、教員間での役割分担をする。
	「薬物乱用防止教室」の企画に合わせて、関係機関に講師の派遣を依頼する。 ・事前打診 ・正式依頼状送付 ・打合せ日程調整	「薬物乱用防止教室」の講師予定者と当日の運営方法や指導内容等について打合せを行う。 ・詳細な日程 ・講師と学校の役割分担 ・準備品等	講師の送迎方法、資料や視聴覚機材についての最終確認を行う。 講師と教員との役割分担についても確認する。
関係者との調整			
ポイント 1. 学校側が主体となって企画・運営を行う。 2. 生徒指導担当や保健体育科教師だけではなく、<u>全教職員の共通理解のもとに進める</u>。 3. 保護者への広報、啓発活動を同時に行うと効果的である。多くの場合は、講師の話を保護者と一緒に聞くことが望ましいが、講義・講演の進め方が児童生徒を対象としている場合があるので講師の意向を事前に確認する。 4. 関係者、関係機関との継続した連携体制づくりへ発展できるようにする。 5. 年度始めの職員会議等で、「学校保健計画」に基づき「薬物乱用防止教室」の開催予定を周知する。			

教室実施 → 事後指導 → 評価まとめ			
児童生徒を「薬物乱用防止教室」の実施場所に誘導し、「薬物乱用防止教室」の趣旨の説明、講師の紹介等を行う。 事前の役割分担に基づいて運営責任者を中心に「薬物乱用防止教室」を実施する。	「薬物乱用防止教室」を踏えて、保健、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関連した授業や指導を行う。 「薬物乱用防止教室」を受講した児童生徒が、内容に対する疑問や質問を問いたり、感想をまとめたりするとよい。	「薬物乱用防止教室」を実施した成果や問題点について担当者で話し合い、今後の薬物乱用防止教育や次年度の「薬物乱用防止教室」の参考とする。 また、この結果は全教員に周知する。	学 校 内
講師との最終確認を行い、「薬物乱用防止教室」を実施する。 常に講師の補助が行える体制を整え、講師の指示に適宜対応する。	講師に「薬物乱用防止教室」の実施についての感想などを尋ねるとともに児童生徒の授業の感想などをまとめ、運営上の課題や児童生徒の事後指導などについて話し合う。	講師及び講師の所属先に礼状を出し、今後の協力を依頼する。 また、必要に応じて「薬物乱用防止教室」のまとめや児童生徒の感想文なども送付する。	関係者との調整
講師との確認事項 1. 児童生徒及び家庭や地域の実態 2. 学校における薬物乱用防止教育、健康教育や生徒指導の取組の現状 3. 講師を依頼した理由、期待する内容、教育活動の中での位置付け 4. 学校側の責任者、連絡担当者、連絡方法			
公益財団法人日本学校保健会、薬物乱用防止教室マニュアル			

2. 薬物乱用防止教育の推進 最近の大麻規制の動向

＜薬物の使用等に関する罰則＞

	麻薬及び向精神薬 取締法		大麻 取締法	あへん法	覚醒剤 取締法	医薬品医療 機器等法
	麻薬	向精神薬	大麻	あへん	覚醒剤・ 覚醒剤原料	指定薬物
輸入・輸出・製造	有	有	一部有	一部有	有	一部有
所持・譲渡・譲受	有	一部有	有	有	有	有
施用・使用	有	無	無	有	有	有
栽培	一部有	—	有	有	—	—



大麻の使用禁止を法律上明確にする、大麻使用に対するペナルティーを明確にする方向性がとりまとめられた

（「大麻規制のあり方に関する大麻規制検討小委員会議論のとりまとめ」（令和4年9月29日））

2. 薬物乱用防止教育の推進 最近の市販薬乱用の動向

濫用等のおそれのある医薬品の販売

濫用等のおそれのある医薬品

以下に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

- ・ エフェドリン
- ・ コデイン⁽¹⁾
- ・ ジヒドロコデイン⁽¹⁾
- ・ プロムフレリル尿素
- ・ プソイドエフェドリン
- ・ メチルエフェドリン⁽²⁾

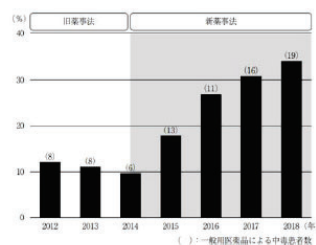
※(1)、(2)について、それぞれ「鎮咳去痰薬に限る」、「鎮咳去痰薬のうち、内用液剤に限る」とされていたところ、令和5年1月に用途等の限定を削除する告示改正が行われ、令和5年4月から適用される

現状：販売に当たっての取扱い

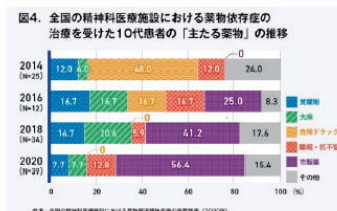
- ・ 濫用等のおそれのある医薬品の販売・授与に当たっては、以下の事項の確認が必要。
 - 購入等しようとする者が若年者（高校生、中学生等）である場合、当該者の氏名及び年齢
 - 他の薬局、店舗等での当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入等の状況
 - 当該医薬品を購入等しようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量（原則として1包装単位）を超えて当該医薬品を購入等しようとする場合は、その理由
- ・ 上記確認を踏まえ、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売・授与することとされている。

課題：一般用医薬品の濫用

- ・ 一般用医薬品による救急搬送事例の増加。
（インターネット販売が可能となった平成26年以降増加している）
- ・ 2020年10代の若者の薬物濫用では、56.4%で市販薬が使われている。
- ・ コロナ禍で一般用医薬品を濫用する若者や過剰摂取が増加している。



出典：一般用医薬品による中毒患者の現状とその対策（廣瀬正幸他 日臨救急医学会誌（JISEM）2020；23：702-6）



出典：「国内外における青少年の薬物使用の実態」（国立精神・神経医療研究センター）

第1回医薬品の販売制度に関する検討会 資料2 検討会の進め方

2. 薬物乱用防止教育の推進 最近の市販薬乱用の動向

一般用医薬品による救急搬送事例調査

一般用医薬品（第1類、第2類）のインターネット販売を可能とするとともに、指定薬物の所持・使用等を禁止する等の見直しを行った改正薬事法の施行（平成26年（2014年））以降、一般用医薬品による搬送事例に増加傾向がある旨の報告がされている。

一般用医薬品による救急搬送事例調査(藤田医科大学)

2011年5月～2019年3月までに藤田医科大学病院・救命救急センターに搬送された意図的な医薬品の過量服薬による急性薬物中毒患者477例のうち、一般用医薬品を摂取した患者86例を対象に分析

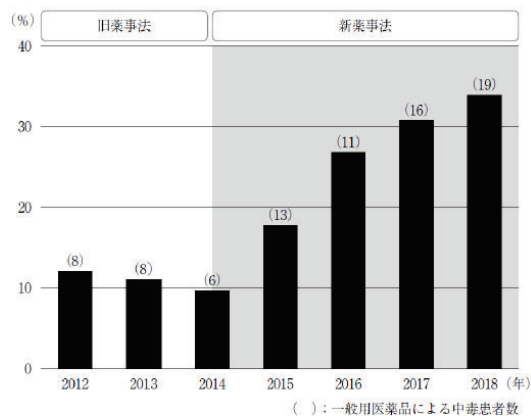


図2 一般用医薬品による中毒患者数とその割合

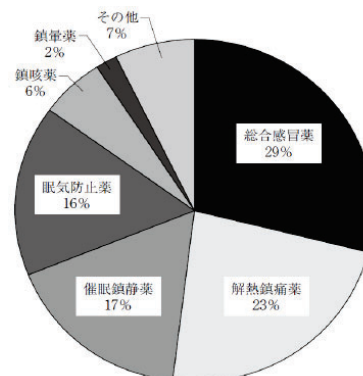


図1 一般用医薬品摂取患者の摂取した製剤の種類

※患者の属性 男性：26例（32.5%）、女性：60例（67.5%）平均年齢（最小，最大）：28（15，84）歳

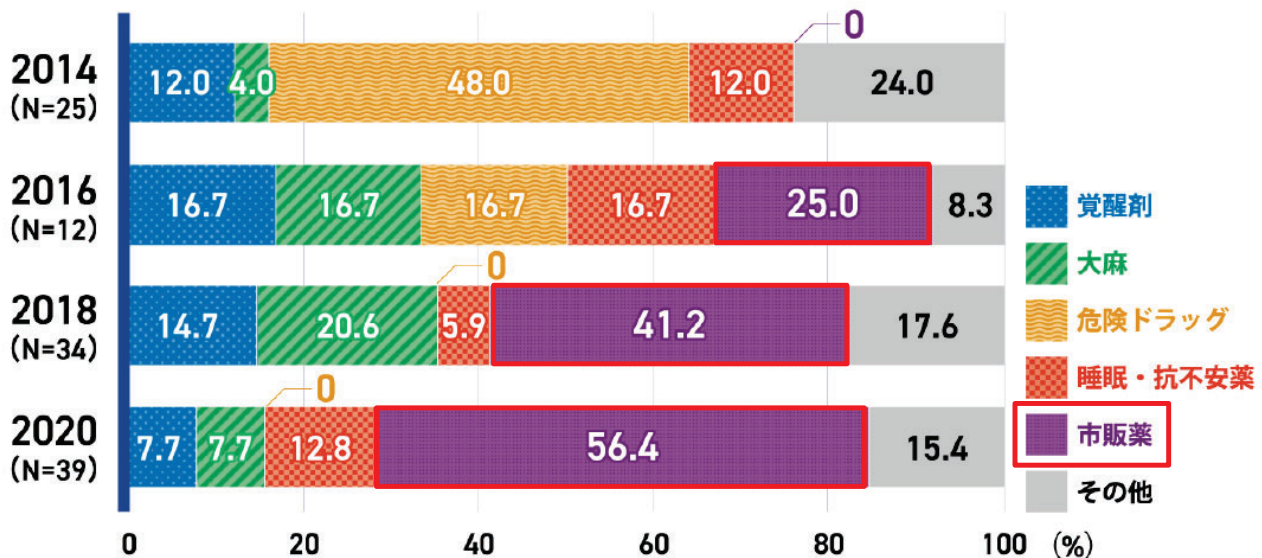
出典：一般用医薬品による中毒患者の現状とその対策 廣瀬正幸他 日臨救急医学会誌（JISEM），2020；23：702-6

第2回医薬品の販売制度に関する検討会 資料2 濫用等のおそれのある医薬品について

2. 薬物乱用防止教育の推進

最近の市販薬乱用の動向

図4. 全国の精神科医療施設における薬物依存症の治療を受けた10代患者の「主たる薬物」の推移



参考：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査（2020年）

第2回医薬品の販売制度に関する検討会
資料3 嶋根参考人提出資料

ASPAD-J: 国内外における青少年の薬物使用の実態
<https://www.ncnp.go.jp/nimh/yakubutsu/aspad-j/infographic/index.html>

RTS,

2. 薬物乱用防止教育の推進

最近の市販薬乱用の動向

市販薬の乱用・依存に関する 予防教育は誰がやる？

教科としての予防教育

保健体育、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など

飲酒、喫煙、薬物乱用（特に違法薬物が中心）に関する学習が中心。学習指導要領が更新されるのは10年ごとであり、乱用の実態に教科書が追いついていない状況

薬物乱用防止教室

学校薬剤師、警察、薬物乱用防止指導員、保健所職員など

市販薬の乱用・依存に関する予防教育は、各学校に配置されている学校薬剤師が薬物乱用防止教室の中で触れていくことが実行可能性として高い

学校薬剤師向け研修会や教材開発等の充実を！

第2回医薬品の販売制度に関する検討会
資料3 嶋根参考人提出資料

2. 薬物乱用防止教育の推進

喫煙、飲酒、薬物乱用防止の参考資料



(令和3年3月作成)
掲載URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506.htm



(令和2年度版)
掲載URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111804.htm



(令和2年度版)
掲載URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111805.htm



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2. 薬物乱用防止教育の推進

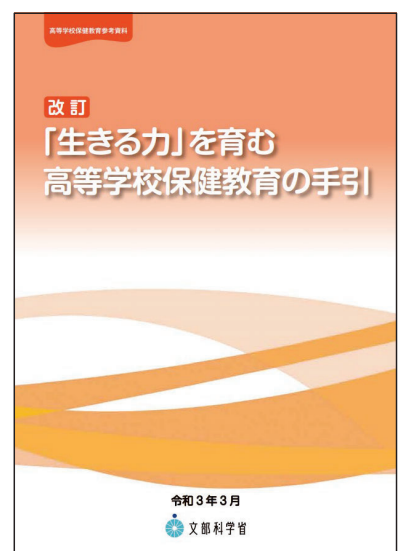
喫煙、飲酒、薬物乱用防止の参考資料



・主な対象: 小学校
・制作: 平成31年3月
・掲載URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1334052.htm



・主な対象: 中学校
・制作: 令和2年3月
・掲載URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1354075.htm



・主な対象: 高校生
・制作: 令和3年3月
・掲載URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1371839.htm



文部科学省

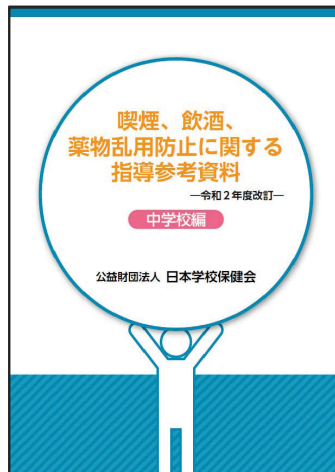
MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

2. 薬物乱用防止教育の推進

喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料等



・主な対象: 小学校
・制作: 令和2年3月
・掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/235>



・主な対象: 中学校
・制作: 令和3年3月
・掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/245>



・主な対象: 高等学校
・制作: 令和4年3月
・掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/261>



・主な対象: 小・中・高等学校
・制作: 平成27年3月
・掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/183>



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



文部科学省

ご清聴ありがとうございました。